



原発を甘く見る関電と規制委

と曲がり、建屋の屋根の一部を損壊しました。放射性物質漏れ

一度事故を起こせば、住むところも仕事も飲み水も失うことになるというのに、なんとということでしょうか！

や人身事故にもつながりかねない重大事故です。

関電報告書でわかる

高浜三号機の老朽化

福井地方気象台は事故当日、「二〇日夜遅くから急速に北の風が強まる」として高浜原発周辺に暴風警報を発令し、最大瞬間風速三五メートルと予想していました。暴風時にはアームを下ろしたり、重いクレーンの後部を風上に向けたりしなければならぬのに、いずれも怠っていたのです。

また、関電が原子力規制委員会に上げた報告書で、高浜三号機の三つの

放射能測定器それぞれが伝熱管に、既に百本余り

(全体の三%〜四%、各蒸気発生器の伝熱管は三

本) 施栓があることがわかりました。(施

栓というのは蒸気発生器に穴が見つかったとき、

鋼製のアー

ム部分があぐにゃり

した大型クレーン

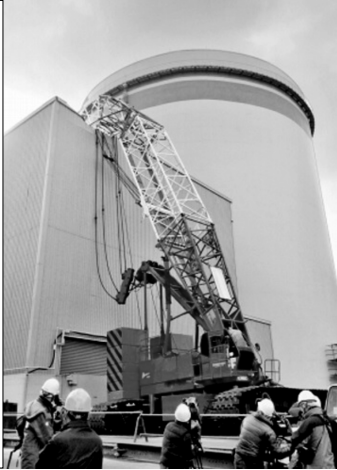
が二号機の燃料取り扱い建屋を直撃

する事故を起こし

ました。鋼製のアー

ム部分があぐにゃり

高浜二号機事故現場(一月二十二日)



二月にでも出るかと言われていた高浜原発三、四号機運転差し止め抗告審にたいする大阪高裁の決定は、これを書いている三月二日現在もまだ出ていません。原発反対はすでに民意であること、地元中の地元、高浜町音

海区が反対決議を挙げたことを考慮し、高裁が正しく判断して、関電側の言い分を一蹴してくれるよう望みます。軽視できない大型クレーン倒壊事故

一月二〇日夜、

高浜原発では倒壊した大型クレーンが二号機の燃料取り扱い建屋を直撃する事故を起こしました。鋼製のアー

ム部分があぐにゃりした大型クレーンが二号機の燃料取り扱い建屋を直撃する事故を起こしました。鋼製のアー

ム部分があぐにゃりした大型クレーンが二号機の燃料取り扱い建屋を直撃する事故を起こしました。鋼製のアー

また、関電が原子力規制委員会に上げた報告書で、高浜三号機の三つの蒸気発生器それぞれが伝熱管に、既に百本余り(全体の三%〜四%、各蒸気発生器の伝熱管は三本) 施栓があることがわかりました。(施栓というのは蒸気発生器に穴が見つかったとき、

鋼製のアーム部分があぐにゃりした大型クレーンが二号機の燃料取り扱い建屋を直撃する事故を起こしました。鋼製のアー

ことです)安全解析施栓率は一〇%とされていまず。要するに老朽化して稼働開始してから三〇年間に施栓率が上がってきているのです。

これについて原子力規制庁は「きちんとしてこれを今後とも注意深く監視していく」としていますが、それよりも原発そのものを廃炉にもらう方が、私たちは安心です。

**地震対策を巡る裁判中
なのに、大飯原発、安全対策新規制基準適合**

原子力規制委員会は二月二十二日、関西電力大飯原発三、四号機の安全

対策が、新規制基準に適合すると認めました。

大飯原発三、四号機をめぐっては、二〇一四年に福井地裁(当時・樋口英明裁判長)で運転差し止めを求めた住民らが勝訴し、関電などが控訴して名古屋高裁金沢支部で裁判が続いています。

さらに、地震の審査を担当した前規制委員長代理の島崎邦彦・東大名誉教授が昨夏、想定される揺れについて「関電の計算手法は過小評価の可能性がある」として、控訴審が進む同高裁金沢支部に陳述書を提出。今年四月には証人尋問が予定されています。

運転差し止めの判決が確定しない限り法的拘束力はなく、新基準に適合するなど全ての許認可が得られれば大飯原発三、四号機の運転は可能ですが、地震対策を巡る裁判が続くなか、安全対策が了承されるとは、どういうことでしょうか。

規制委と関電は裁判を軽視していると思えません。

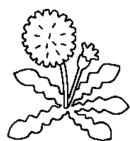
**高浜原発一、二号機と
美浜原発三号機を優先**

大飯三、四号機は十三年、最も早く再稼働審査を申請した原発の一つです。しかし、規制委は、

高浜原発一、二号機と美浜原発三号機の認可期限が迫ったため、これらの審査を優先し、大飯三、四号機の審査は後回しにしました。

これを見ても分かる通り、規制委は電力会社と相談し、再稼働が順調に行われるようにしているのです。

また、玄海三、四号機についても、一月に許可を出しています。まさに規制委ならぬ推進委です。彼らが「安全」と言ってもだまされないうようにしましょう。



アート・アド分会 N